

令和6年度 第1回文化財保護審議会 会議録

- 1 日 時 令和6年7月26日（金）13：30～15：00
- 2 場 所 名取市教育委員会 会議室4（仙台法務局名取出張所）
- 3 出席者 委 員 5名
（恵美昌之、沼倉啓喜、板橋正春、相模誓雄、門脇佳代子）
欠 席 5名（今野むつ子、藤澤敦、笠原信男、永田英明、松本真奈美）
事務局 6名（瀧澤教育長・鈴木課長・浅見補佐・鵜崎補佐、遠藤係長、浅野主査）
- 4 概 要

事 務 局 定刻前ですが、資料の確認をさせて頂きたいと思います。はじめに、先日、皆さまへ「雷神山古墳保存活用計画案」を事前送付させて頂いておりましたが、ご持参頂いておりますでしょうか。無ければ予備がありますのでお知らせ下さい。次に机の上に置いておきました「次第」、「名簿」、「計画の構成案」、「ワークショップの主な意見」のA4版 5枚です。ご確認頂き、不足があればお申し出ください。

事 務 局 定刻となりましたので、はじめさせて頂きます。
会議の前に、当審議会につきましては「名取市審議会等の会議の公開に関する要綱」により会議を公開することとなっておりますので、ご了承願います。

事 務 局 また、当審議会につきましては「名取市文化財保護に関する条例」第3条の5 第2項の規定によりまして、出席委員が半数に達していることから、成立していることを報告致します。
それでは、会議にあたりまして瀧澤教育長から、ご挨拶申し上げます。

瀧澤教育長 皆さんこんにちは。委員の皆様には、暑い中、お集まりを頂まして、また、平日頃より、本市の文化財保護行政等に多大なるご支援、ご協力を頂いておりますことに感謝を申し上げます。

さて本日の議題の史跡雷神山古墳は、私が申し上げるまでもなく、魅力の紹介、観光パンフレット等にも掲載されている、歴史文化のシンボリックな史跡であります。利用者や来訪者の大半は、周辺にお住まいの方、散歩や運動で訪れる方など、古墳の見学を目的とした人や、観光先としての利用は、現在極めて限られているのが現状です。本計画の策定にあたり、1月に開催した市民ワークショップでも、公園としての利用に関する意見が多かった点も、その事を示しているものと思っております。

一方、本年4月に現地で開催した雷神山古墳マルシェでは、桜の開花時期に合わせて実施したこともあり、市の内外から800名近い方々が史跡を訪れ、古墳のガイド等にも多くの方が興味を持ち、参加して頂くことができました。

また、最近では、山形県の鶴岡市の小学校の6年生の皆さんが、修学旅行先として、雷神山古墳を訪れて頂きました。三、四年前もですね修学旅行で、この学校には来て頂いておりまして、今回も校内で事前学習を行い、当日はグループに分かれて、メジャーで実際の長さを測ったりしてお帰りになりました。

このように、雷神山古墳は何等かの形で現地を訪れて頂ければ、実物を見てもらい、素直にその大きさに驚き、凄さや価値を実感してもらうことができる場所であるというふうに考えております。

現在のように、整備をしてから、約40年の時が過ぎております。周辺の環境、社会情勢の変化、施設の劣化などの課題も多くありますが、計画策定を契機に、雷神山古墳が持つ価値や魅力が最大限に引き出され、歴史や教育のみならず、観光、健康増進、まちづくりなど幅広い分野で活かされ、結果的に史跡の確かな保存・継承に繋がればというふうに考えております。

本日は後程、担当の方から、計画案の内容についてご説明申し上げますので、委員の皆様には、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見を頂戴したいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

事務局

続きまして、恵美会長からもご挨拶を頂きたいと思います。

恵美会長

皆さんこんにちは。梅雨の明けない暑い日が続いており、また先生方にはお忙しい中、今日、この審議会に出席して頂きまして本当にありがとうございます。本題に入る前にちょっと私事になるのですが、一言お話しさせて頂きたいと思います。実は3月末、年度末なのですが、体を一部傷めまして歩行障害が悪化した折に、さらに家族に不幸がありまして、その対応も色々ありまして多忙にしておりました。そのような中で、新しい市史編さん室の関係なのですが、こちらの方をちょっと続けるのは無理だということで、辞退させて頂くようお願いをしておりまして、そのころ教育長さんはじめ、教育委員会の事務局の皆様、特に文化スポーツ課の職員の皆様には何かとご迷惑をおかけしましたけれども、この場を借りましてお詫びしたいと思います。

さて、本題に戻りますけれども、今日の審議の内容として、史跡雷神山古墳の保存活用計画が挙がっているわけですが、これに関しては、前回の審議会で大枠の概要については事務局の方から説明頂きまして承認を頂いたという格好でした。今日はそれに続きまして、もっと具体的な計画案の内容、特に目次の第6章から第11章あたりの、具体的な事例などもご説明を頂けるのではないかと思います。この後の事務局からの説明内容について、色々審議頂ければと思う訳でございます。どうぞひとつよろしくお願いしたいと思います。

事務局

ありがとうございました。

事務局

それでは、本日の会議に入りますけれども、名取市文化財保護に関する条例第3条の5の規定により、審議会の会議は会長がその議長にあたることになっておりますので、

議長を会長にお願いいたします。

議長

それでは、暫時の間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。はじめに会議録署名委員でございますが、板橋委員及び沼倉委員さんをお願いいたします。

本日の会議の進め方ですが、事務局から協議第1号について説明を受けた後に、質疑・ご意見を頂きたいと思いますが、事前に事務局の方から送付頂きました、史跡雷神山古墳保存活用計画の案ですが、多岐にわたる内容かと思しますので、はじめに1章～3章、次に4章～6章、最後に7章～11章のように分け、その区切り毎に、ご意見を頂く形で進めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

恵美委員

それでは、協議第1号の内、第1章から第3章までの部分について、説明をよろしくお願いいたします。

事務局

(協議第1号 第1章～3章について内容説明)

議長

はい、ありがとうございました。内容が大部あるものですから、前もって資料を送付頂いていたので、事前にお読み頂いたかと思いますが、特に第1章から第3章の部分で何かご意見などありましたらお願いします。

最初の方は、雷神山に関する色々な経緯や指定の経緯、終わりの方では昭和に7ヶ年で行った第I期整備の内容などについてでしたが、特に整備については、当時の史跡の整備の在り方で国から指導を受けた内容になっているので、現在では、また違った方法になるのかもしれませんが、その辺も含め、何か意見などがありましたら出して頂きたいと思います。

例えば、指定の在り方、指定の経過などの部分では、昔は「点から線、線から面」と言う風に変化していきました。昭和40年代の前半や後半で変化していき、そのような経過をたどったので、その当時としては最善になるようにまとめたり、整備に取り組んだりした訳ですけれども、今になってみれば時代遅れになった内容もある訳です。整備方法などは、以前は植栽を使って整備する手法が、日本の史跡公園では整備のスタートで、修景を通じて色々な遺構を表示しようという方法は、造園関係からスタートした経緯があり、今も全く導入しない訳ではありませんが、建造物等ですと、現在は専ら実物大・原寸大で、柱、壁、屋根、そして瓦などを全部葺くような整備の方法に変ってきています。昔はそうしたやり方ではなく、修景・植栽をもって建物を表現したりするやり方が主流でした。また、特に雷神山古墳のように古墳を整備する事例が当時は少なかった訳です。日本で10年間をかけて最初に整備したのが、神戸の瀬戸内海に面した五色塚古墳で、雷神山古墳より規模が大きく全長200m位あり、3段築成で雷神山と似ていますが、五色塚の方は墳丘を全部はがして、葺石を全面に敷いて復原し、埴輪も全部置いて完全に近い形で復原した訳ですが、とてもそこまでコストをかけられないというのが全国的な傾向でしたので、雷神山古墳の場合、群馬県の観音山古墳を参考にしました。観音山

古墳は、規模は小さいし時代も後期の古墳なのですが、芝貼りや回遊式で古墳を巡って見て歩く園路等の整備手法は、当時はこの観音山古墳を参照するのが唯一の手本でした。観音山古墳の方は、石室の調査から全体の発掘調査なども完了していたので、埴輪の復原もできたし、石室の復原もできたし、全体的に広く整備ができた古墳でしたが、雷神山古墳の場合には、墳丘主体部や墳丘3段目は調査しておらず、墳麓線の確認だけの調査でしたので、明確になった部分が少ない訳ですが、それでも広い史跡指定地を、草刈りだけして何もしないでおくのは無駄になるので、活用する方法はないかということで、主体部は掘らなくても古墳周りを整備して、何とか古墳らしく活用する、見ることができる形で整備できないかと文化庁等とつめて整備した方法なので、途中と云えばそうかもしれないのですが、全く活用できない状態ではない形での第Ⅰ期7ヶ年の整備計画でした。そして第Ⅱ期は修正できるところは修正して行こうと言うことで将来に託した形で、今これから、どのような内容にしていくのかという計画になるうかと思えます。

直ぐ近隣では参考になるのが、仙台の遠見塚古墳がありますが、後円部の墳丘は霞目飛行場の建設で、アメリカ軍が後円部・主体部を半分削って滑走路建設のために土を採取したため、半分失われ、半分は残った状態でした。そのため主体部や周りの調査をした上で整備することになったようです。こちらも群馬の観音山古墳の整備を参考にした部分もあるかもしれないもので、やはり当時は参考となる良い事例が無かった訳です。

そのようなことで遠見塚古墳の場合も主体部や主要な部分の調査は終わっているのですが、これに基づいて整備がなされたようです。当時は大型古墳の整備事例が少なかったのです。また、福島県では、会津大塚山古墳があり、東北で一番古い時期の古墳ですが、これは別格として、発掘調査はありますが整備された古墳は数少ないと思います。そのような経緯などが色々ありますが、皆さんご意見やお気づきの点等ありませんか。

相模委員

先程のご説明の中にありました3章、47ページの指定範囲の部分で、昭和43年に追加指定した範囲がありますが、48ページ指定説明文の所で「既指定地に堀跡・土塁等の遺構と北方にある小古墳と思われるものが追加された」と国指定文化財等データベースに書いてあるようなのですが、この実態は分かっているのでしょうか。

事務局

その当時は、指定地北側に塚状の高まりがあり、それも、あるいは古墳なのではないかという事が十分に確かめられていない段階でしたので、可能性を含めて書いたのだらうと思いますが、後に、それは古墳ではないということが分かりましたので、現在でも古墳とは捉えていないものです。

相模委員

堀跡・土塁の方はどうでしょうか。

事務局

堀は、雷神山・小塚古墳の「周溝」のことを指しており、土塁の方は「周堤」と呼ばれる土塁状の高まりが、雷神山古墳の東側から南側、それから北西側に一部残されており、お墓のエリアを区切るものですが、それらの事を当時は「堀」や「土塁」と表現し

たものだと思います。

相模委員 それは現在も確認できるのでしょうか。

事務局 はい。現在でも現地で確認できます。

相模委員 それが分かるように、何処かに記載してもらった方が良いと思います。

事務局 後から出てきますが、堀の跡も、地形の関係で元々高かった所は深く、相対的に低かった所は浅くなっていたりするので、明確に堀の部分とそうで無い部分の境界が分からないのですが、後から出てきます図の中に「周溝」や「周堤」を記載しているものがあります。

相模委員 恐らく活用する場合には、47ページの図の水色の所が利用されるのではないかと思いますので、そのような文化財的な価値があるものが遺されているのであれば、それを踏まえた上で実施しなければいけないと思いましたので、質問させて頂きました。

議長 ありがとうございます。史跡の指定範囲ですが、緑色と水色に分かれています。当時の宮城県の指導によるものですが、まずは最低限の墳丘の範囲を指定にし、それから墳丘の周りにも関連するものがありますので、古墳の主軸から東西100mの範囲まで含めた方が良いとのことで追加したのが図中の赤ラインになっているところです。

また、東側は下堀（したぼり）までの範囲でしたが、北側半分の範囲は地権者の賛同を得られず指定区域から除外し、南側の区域だけになってしまった経緯があります。そうした経緯により、昭和43年の追加指定と墳丘範囲の指定と「二段構え」の形での指定になっています。

指定の進め方は、地元の有力者を窓口に、とりまとめをお願いしたような形であったようです。その後に地籍調査が何回もあり、地籍も大きく変わっています。赤線で囲った所は大枠では変わっていませんが、細かい所は、市で買収した場所は合筆して古墳の部分が大きく一筆になっており、また、墳丘の墓地の所だけが、図のような黒枠のように残っている訳です。

この指定の経過の中で、先程お話がありました土塁状の遺構ですが、雷神山古墳の東側の緑色と青色の境目、道路状になっている所がありますが、そこより少し東側の斜面の落ち際部分に痕跡が残っていたのと、かつて市の浄水場がありましたが、前方部の前端側の前に農道のような道があり、これが堤防状になって残っていました。これについては「堤防」なのか昔の「里道」なのか検証の余地もありました。それから、一部発掘調査を行った、前方部の北西部に周堤帯の痕跡が残っており、この3ヶ所だけでした。

この内、前方部の南側のものは「周堤」と言えるのかどうか疑問もあったようです

事務局 49ページの図を見て頂くと、分かりやすいかと思います。濃い緑色の部分が「土塁」

と言いますか、「周堤」と言っている堤防状の高まりが残っている部分です。

沼倉委員

4ページの図ですが、図中の黒●や丸印に×が入っているものですが、これは何を表しているものですか。

事務局

植栽した樹木の樹種によって区別している記号で、サクラやサザンカ、ヒバ等があります。

沼倉委員

それから墳丘の南側の、49ページですと紫色の墓地ですが、このように図上で見ると欠損部のように見えてしまいましたが、この墓地の部分については、これまでの計画策定の委員会の中で、どのような取り扱いをしていくのか等の、意見等ありましたか。

事務局

皆様ご承知のとおり、前方部には現在も大きな墓地があり、これが大きな課題になっています。委員会の方でも様々な内容が話われておりますが、基本的に現状としては、墓地も代替わりしたり、未相続の状態になっていたり、新規の墓石等が置かれたりしているものもあります。恐らく百数十ヶ所近い区画があり、それぞれに地権者の方がいると思いますので、本来的には古墳上にあるのは望ましいものではありませんが、仮に移転等を進めていくことを考えた場合には、補償や相続等の問題もありますので、長期的な視野に立たないと、移転などもかなり難しいと想定されますので、当面は現状維持が基本にはなりますが、将来的な移転等に向けての情報収集を行ったりとか、あるいは墓地の管理をしている弘誓寺さんと協議をしたりしながら、将来的には解決できれば良いのかなと思っています。恐らくこの計画書の中では、現状の維持を基本としつつも、将来的な移転等を目指して、情報収集をはじめとする今出来る範囲の取り組みを進めて行くような内容になるのではないかと考えています。

板橋委員

内容が多岐にわたりボリュームもありますので大変だと思いますが、事前に送付頂いた計画案と本日配布された構成案の資料で文言が異なる部分があります。例えば、第1章2、2ページのタイトルのところですが「策定」の文字が抜けていますし、3ページでは「3. 計画の対象」となっていますが、配布資料の方では「3. 対象範囲」になっています。それから9ページでは「5. 他の計画等との関係」となっていますが、配布資料では「5. 他の計画との関係」になっていますので、正しい方に修正して頂ければと思います。

また、22ページの上から7行目の、黄色塗になった「図○」の部分は、「図11」で良いのでしょうか。

事務局

今のままであれば「図11」になりますが、今後も図の増減等があると思いますので、未定ということで「図○」の表現にしていたものです。

板橋委員

それから21ページでは「1. 自然的環境」となっていますが、配布資料の方では「1. 自然環境」になっています。また、27ページの図中に「小豆島横穴墓群」の名

事務局

議長

事務局

議長

事務局

議長

沼倉委員

事務局

相模委員

事務局

この部分も端的に短い文章で書いてしまっているのですが、分かりにくいかもしれませんが、企画性のある巨大で立体的な構造物を造り出せるという部分が「高い土木技術を持つ」という部分に当たる訳ですけれども、どれだけ厳密に言えるかという問題もあります。墳丘の後円部の直径と前方部前端の幅が同じで左右対称形に造られています。墳丘の一番下の1段目は、当時の山の地面を掘ってその形を削り出したもので、発生した土を2段目・3段目に盛土して造られています。そして各段の法面部には葺石と呼ばれる拳大の川原石が敷き詰められています。こうしたものを平坦な所ではなく、傾斜のある丘陵上において、何処をどれだけ掘削し必要な土を確保して積み上げていくのか等、当時の

技術で、あれだけ巨大で立体的な構造物を左右対称に造り出せる、施工できる技術というのは、それなりに高いものであったのではないかと捉えており、高い土木技術の存在を裏付けるものという風に捉えて記載しております。

相模委員 タイトルの部分の「手法」という文言は必要なのでしょうか。

事務局 「手法」という部分は、先程言いました、1段目は元々の地形を削り出し2段目、3段目に盛土して築いていく等の意味合いを含む短い文言として入れていますので、必要だと捉えています。

議長 「築造の手法」等の表現は、関西方面の古墳の報告書等を読みますと、良く使われている表現であったりもします。

板橋委員 85ページの第6章の部分ですが、本日の配布資料の方では「1. 将来像」、「2. 基本理念」とありますが、計画案の方にある「3. 実現の方向性」が抜けています。それから、計画案の基本理念の部分に①～⑤があり、配布資料の方には「保存、活用、整備、運営・体制」と書かれていますが、①～⑤の中には保存とか体制の内容は書かれてありますが、活用や整備の内容は書かれていない等の点が異なっていると思います。

事務局 記載漏れ等の誤植の部分は大変申し訳ありません。基本理念の部分ですが、①・②が保存管理の分野、③・④が活用の分野、⑤が運営体制の分野で、整備については明確に区別しにくい部分もありますが、①～⑤全体に関わってくる内容にすることを念頭に入れて記載したものです。

板橋委員 3. 実現の方向性については、計画案に入れていく方向で考えているということで良いのでしょうか。

事務局 盛り込んでいく方向で考えています。

議長 他にご意見等ありませんか。雷神山古墳には直接関係はないのですが、良く問い合わせがある内容なのでお話をさせていただきますが、70ページの写真45ですが、図面では68ページになります。図中にも民間信仰碑との説明がありますが、参考のために言いますが、これは宝永元年（1704）の特殊な庚申供養碑です。かなり珍しいもので、中央部に「庚申供養碑」と書かれており、円い碑の上下の所に雲があり、その上に月と太陽の「日月」が乗っており、一番下にはいわゆる三猿が浮き彫りされておりまして、右側に「宝永元年 庚申 施主」の銘があり、左側には「九月廿五日」の日付と「敬白」と彫っております。碑上部の円い部分は直径74cmで、厚さが20cmの円柱状の珍しいものです。そして台座の一段目、これも20cm位の厚さがありますが、その周りに45名の名前が刻まれています。これは庚申講の方々だと思いますが、名取の場合ですと苗字まで

彫っており、帰農した武士の方が多いので、その関係で苗字を持つ人が結構いたようで、大半は苗字と名前が刻まれています。これは恐らく飯野坂地区ではなく、植松地区の庚申講の供養碑ではないかと思っているもので、この碑はかなり重量があり、大人の男性4人でも動かさない位のもので、これが雷神山古墳の後円部の墳頂部にあります。それから、もう一つ庚申碑については、75ページに写真がありますが、後円部の中心付近にある雷神さんの祠で、古墳の名前の由来になったものですが、民間信仰の一つである農村の「雨乞い信仰」に関するもので、昭和30年代の初め頃までは植松村の方々が、この碑の前に座り、雨乞いしながら飲食等をしていたという話が伝わっています。このような雷神様を祀る信仰の祠が、後円部の中心付近に2基ありまして、古墳の名前の由来になっていたり、江戸時代頃の麓の村落における民間信仰の講に関係したりする石碑で、将来的には、あるいは市の指定文化財等になる可能性も秘めたものです。

また、72ページに写真がありますが、雷神山古墳の駐車場に歌碑があります。これも地元の短歌会の方々から、公園内に石碑を建てさせて欲しいとの陳情があり、史跡公園内は難しいので、駐車場を整備した際に元々あった畑の真下の所に移設したものです。これは、戸田義雄さんという増田小学校の校長を長年務めた方が主催する短歌会からの要望によるもので、宮城県や岩手県等のかなり広い範囲にわたって短歌会を組織していたようで、その関係者の方々が石碑の建立を呼びかけ、相当なお金を募って建てられたようです。しかし、当時の関係者の方々も亡くなっておられる方も多く、現在その短歌会の事務局等も何処になっているのか等の詳しい状況は良く分からない状態です。戸田先生の奥様の関係者の方等が活動されていたようですが、近年では、短歌会等も行われていないので詳しい状況は分かりませんが、そのような経緯で建てられた歌碑です。

これらの石碑に関する問い合わせ等も多くあるので、参考に申し上げておきます。

議長 他に4章から6章について何かご意見等ありませんか。無ければ最後の7章～11章の部分に移りたいと思いますので、事務局から説明願います。

事務局 (協議第1号 第7章～11章について内容説明)

議長 ありがとうございます。ご説明頂いた7章～10章あたりの部分が計画の重要な部分になる訳ですけれども、今後、変る部分や新たに決めなければならないこと等も出て来るのではないかと思います。何かご意見等ありませんか。

相模委員 89ページの防犯・防災の取り組みの部分ですが、②防災の部分に「火災」に関することが書かれておりますが、この史跡の東側の斜面は、土砂災害の特別警戒区域にあたっているため、文化財保護と防災と相反する部分もあるかと思いますが、文化財を傷めないためにも、防災にも配慮していく必要があると思いますので、火災だけでは無く土砂災害についても触れておいた方が良いのではないかと思います。

議長 この防災に関しては、史跡公園に限らず一般の都市公園にも言えることですが、管理

上「火災」についても規制しておく必要があるかもしれない内容かと思います。公園で火を焚く、花火を上げる等の行為がなされることがありますが、そのような場合には、消防署に必要な手続きを行う必要があり、許可を得ないと出来ない事になっているはずだと思います。これについて都市公園に関しては都市公園法で規定されているので良いのですが、史跡公園については具体的な規定が無いので、都市公園を準拠すれば良いとは思いますが、火災については管理上や内規等の中で、取り扱い等を整理しておく必要があるかと思います。

「防災」については、雷神山古墳では東側斜面で過去に2回くらい土砂崩れ等がありましたが、斜面の杉の樹を伐採して外側から古墳を見えるようにしたのは良かったのですが、空港からも見えるような大きな文字で「史跡雷神山古墳」と書いた野立て看板を、その斜面部に設置して手を加えたため、その後、看板の根本あたりから水が入り込んで崩れてしまったので災害復旧事業で復旧した事もありました。その後、看板は撤去され、現状では、杉の捕植はせずに雑木類等の自然な植生の状態になっているかと思います。

それからもう1ヶ所は、雷神山古墳の後円部西側のくびれ部の部分が崩れたことがあります。この部分は応急で崩落防止の措置を行っているもので、史跡指定区域内については、この2ヶ所があります。

それから指定区域外では、西側の隣接地にある人家との境目付近ですが、畑があり大きく人の手は入っていない所でしたが、上の史跡公園に降った雨水が下側の人家の方へ流下してしまった事がありましたので、大規模な排水工事を行い市道小豆島線へ排水を接続するようにしております。指定区域から民地の部分を通過させてもらい、市道の排水へと繋ぐ200m近い距離の排水施設の整備を行ったことがあります。近年は気候も極端で降水量も極端に多くなるケースも多くなっていますので、特に指定区域では、注意しておく必要があるかと思います。

また、指定区域の北東側にある駐車場の法面部については、西側から北側にかけては鉄筋フレームで工事されており心配は無いのですが、北東側の一部には自然の法面のままの場所もあるので、維持管理等の部分にも記載しておいた方が良いのかかもしれません。

相模委員

94ページの整備の関係で、「2. 措置の実施方法」の「(2) ①墳丘等の修繕や復元整備」の部分で、築造当時の姿について、復元模型やAR(拡張現実)等による復元を検討するとありまして、大変素晴らしいことだと思いました。やはり現状を見ても、ただの「山」のようにしか見えない人もいないかもしねませんので、そうでは無いと言う事をしっかり理解してもらうためには必要なことだと思いました。また、一つ確認なのですが、79ページの所に写真がありますが、これは復元模型ではないのでしょうか。

事務局

79ページの写真62は、資料館にある雷神山古墳の復元模型です。

相模委員

では、復元模型が既にあるということでしょうか。

事務局

資料館内にはありますが、現地には模型がない状態です。

2点まとめて申し上げますが、1つ目が87ページの基本方針の⑤ですが、保存に関して「多様な主体が関わる維持管理を推進する」とあり、大事な視点になってくると思いますが、私に関わっている地域のお堂等を管理している方等のお話を聞きますと、高齢化が進んで維持していくのが難しいとの話を良く耳にします。88ページの実施の具体的な方法等の中に「パトロール」等が書かれていますので、そういった部分に地域の方々等が関わっていくようなイメージかと捉えていたのですが、どのような人達を想定して「多様な主体」という部分を考えられているのか、イメージしている主体等があれば教えて頂きたいと思います。それから、実際に動かれる方の負担を考えた上で、維持管理に色々な主体の方が関わっていく場合、どのような維持管理の中身であったり、どのようなメリットがあったりするのか等について説明していくことを考えているのか。これが1点目です。

2点目は、92ページの(2)①の情報発信についてですが、この情報発信というのは、ワークショップを行った時にも色々な方からご意見があったというお話でしたが、もしかするとその中に含まれていたのかもしれませんが、情報発信を行う際にSNSの活用も重要になってくるのではないかと思います。勿論、紙媒体を使った告知であったりとか、空港等を使った告知であったり、来てくれた方に対する情報発信もあると思うのですが、例えば県外の方であったりとか、海外のインバウンドの方々等まで視野に入れた場合にSNSは重要だと思います。一般論ではありますが、高校生とか大学生等の話を聞いておきますと、あまり情報収集の時に文字を読まない傾向になってきていると聞きます。例えば30秒とか1分弱位のショート動画を使ったインスタグラム等から情報収集する等の話を良く聞きますので、もしかすると、そういう内容も入れておくの良いのではないかと感じましたので挙げさせて頂きました。

1点目の「多様な主体が関わる保存管理」に関して、「多様な主体」とは、具体的にはどのような「主体」をイメージしているのかという点についてです。一応、文言としては書いてあるのですが、令和2年度に資料館ができて、資料館を拠点に様々な活用等を行っている中で、文化財の保存・活用等を行う様々な「主体者」との係わり、関係性も徐々に生まれつつあります。しかし、それ以前は、外部の組織や団体であったり、地域の方々であったり、具体的な接点が少なく関係性も希薄な状態でした。そのため現在は、まずは、様々な主体との関係性を築く事に力を入れています。そうした中で、活用だけではなく保存管理の面についても、特に史跡周辺にお住まいの方であるとか、資料館のボランティアの方々であるとか、実際にどのようなメリットが、どの程度あるのか上手くお伝えできないかもしれませんが、地域の「宝」でもありますし地元でも「愛着」等の気持ちがあるだろうと思いますので、協力をもらいながら、ある種のサポーターの様なイメージで協力頂ければ良いなという意味合いで書かせて頂きました。

2つ目の情報発信については、お配りしたワークショップの資料の「質問②」と書いてある所ですが、一番上に情報発信と書いてありまして、水色トーンの部分が「活用」についての意見ですが、やはり情報発信に関する意見が一番多く、インターネットやSNSのほか、キャラクターやグッズを作るとか、VR、動画、アプリ、パンフレット作成

とか、インフルエンサーを呼んでくるとか、色々な形で情報発信をした方が良いという意見を頂いております。当然、SNSの活用等も想定されてくる訳ですが、SNSであれば、最近ではInstagram等の画像等をメインにしたものの方が利用頻度は高いというイメージはあります。具体的にどのSNSを利用するのか等の具体的な所までは現段階では決めておりませんが、SNSも情報発信の重要なツールの一つであることは認識しておりますので、計画案の中には具体的な文言は入れてはおりませんでした。が、代表的な物などを盛り込んでいければと思います。

門 脇 委 員

先日、勤務先の大学でも、高校生向けにオープンキャンパスの模擬授業でやろうと考えている内容についての動画を作成するようと言われてまして、学生が撮影して、編集もしてくれたのですが、結構上手に作ってくれるので、若い方は動画の作成等は得意なのかなと感じました。その様な形で活用に関わってもらうのは、それこそ維持管理よりも「やりがい」があったり「やり易い」かったりするのかもしれないと感じていますし、逆になかなか大変であったり、上手くいかないケースも多かったりする印象もありますので、上手くできるような形になれば良いなと思いました。ありがとうございます。

議 長

その他、何かございませんか。

相 模 委 員

内容もまとまっているようですので良いと思いますけれども、色々な可能性がここには盛り込まれていますので、実際にこれをどのように実施にのせていくのか。実際にはこの全てをやっていく訳にはいかない面もあると思いますし、長い期間をかけないといけない内容もあると思いますので、アクションプランとして、まず何ができるのか。その点を検討していくのが、この次のステップになるのかなと思います。

議 長

今、相模委員さんからお話頂いたように、今後、事務局の方でも色々と考えていることもあると思いますけれども、それらも含めた修正等については、ある程度事務局の方へお願いする形にはなると思うのですが、第7章から11章までのところにつきましても、今回はこのような内容で一旦、承認するという事でよろしいでしょうか。

(一同、賛成)

議 長

それでは、未だ作成の途中であるとは思いますが、現状での計画案の内容については一旦承認されましたので、よろしくお願いします。

以上で、本日の審議については終了となりましたので、議長の職を終わらせて頂きます。委員の皆様のご協力により、無事に進行することができましたので、御礼を申し上げます。大変ありがとうございました。

事 務 局

ありがとうございました。恵美会長さん、議長職大変お疲れ様でした。続きまして次第3のその他に移ります。

事務局

事務局からですが、前回の文化財保護審議会の際に、市史編さん事業に伴う史跡笠島廃寺の調査を現状変更の手続きを行い、実施しているという事をお話させて頂いておりました。生憎、荒天で現地視察には行けなかったのが残念でしたが、市史編さん室の方で、今後も調査を行う事を考えているという事でしたので、委員の皆様にもご承知置き頂きたいと思います。そして現状変更の書類上の手続きに関しては、変更点も多く出ている事もありますので、調査の計画等が固まってから行って参りたいと考えておりますので、併せてご承知置き頂ければと思います。以上です。

恵美会長

調査の予定として挙がっているのは笠島廃寺だけですか。

事務局

そうです。笠島廃寺跡については、市指定の史跡になっており、当審議会での審議事項になっているためです。

事務局

それでは、以上をもちまして令和6年度 第1回文化財保護審議会の一切を終了させて頂きます。ありがとうございました。

16:10分終了

以上、会議の顛末を記録し、正当なることを証するためここに署名する。

会長

恵美昌之 

署名

板橋正春 

署名

沼倉啓 

